家庭ごみの分別と正しい出し方

令和５年４月～

保存版

愛東地区

店舗・事業所から出るごみは収集しません

出し方

☆ごみは指定ごみ袋に入れて、必ず「住所・名前」を書いて出してください。指定袋以外のごみは収集しません。
☆ごみ収集日当日の朝（午前８時まで）に決められた集積所に出してください。
☆一度にたくさんのごみが出る場合は、清掃センターへ直接搬入してください。

燃えるごみ

★台所ごみ
残飯、調理くず、卵の殻、貝殻など
よく水を切ってください。

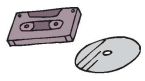


★ゴム・皮革製品
くつ、かばん、ベルトなど



★再利用できない紙類
包紙、ちり紙、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）など

★ディスク類
CD、DVD、フロッピーなど



★発泡スチロール、プラスチック・ビニール類
洗剤容器、卵の容器、ビデオテープ、使い捨てライター（中身のないもの）など



★草、木類
枯れ木、枯れ草、落ち葉など
（充分乾燥させ、少量ずつ出してください。木の太さは直径５㎝未満です。）

注意事項
- 生ごみは、ひとしぼりするなど水分を減らして出してください。
- **使い捨てライターなど、燃料の入っているものは中身を出し切ってください。**
- 新聞、雑誌、段ボールは、できる限り地域の資源回収に出してください。
- 片手で軽く持てる重さにしてください。

生ごみ処理容器を購入される人には補助金制度があります。　※事前にご相談ください。

燃えないごみ

★小型家電類
ラジオ、トースター、ドライヤー
炊飯ジャー、ポットなど



★ガラス類
コップ、電球、鏡など



★陶磁器
茶碗、皿、湯呑み、花瓶など



注意事項
- 収集日に出すことができるごみは、寸法がおおむね30cm×30cm×30cm以内で、指定ごみ袋に無理なく入るものです。
- 危険なごみ（包丁、割れたガラスなど）は、新聞紙などに包み**「キケン」**と書き、その文字が外から見えるようにして、指定ごみ袋に入れて出してください。

大型金属回収

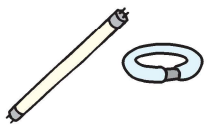
日程はごみカレンダーに記載

▶出せるもの
自転車、一輪車、湯沸器、コンロ、ガス台、鉄、パイプ、金属製衣装箱、金属製棚、アルミ窓枠、そのほか金属類

▶出せないもの
家電製品、ガスボンベ、消火器、バッテリー、タイヤ、家電４品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、テレビ）およびパソコンなど

蛍光灯

蛍光灯に含まれる水銀による環境汚染防止と、リサイクル（アルミ・ガラス）のため分別して回収します。
【回収場所】愛東支所（開庁日の午前９時から午後４時30分まで）で回収しています。

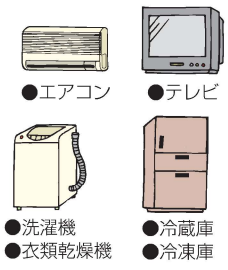


注意事項
- 家庭で使われていた蛍光灯（直管・環状管タイプ）が対象です。
- 箱や包装は取って出してください。
- LED蛍光灯、LED電球、白熱球、グロー球は回収しません。燃えないごみに出してください。

家電リサイクル法 対象機器

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処分するには「リサイクル料金」を支払う必要があります。リサイクル料金は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入して支払います。購入した家電リサイクル券は、処分する家電製品と一緒に、引取り先に渡してください。

家電リサイクルには次のような方法があります。
- 小売店に引き取ってもらう。
  ※リサイクル料金とは別に手数料が必要になることがあります。
- 自分で指定引取所に持ち込む。
  高島運輸㈱彦根営業所
  （犬上郡多賀町大字中川原454-2　TEL0749-21-3540）
- 能登川清掃センターに持ち込む。
  ※リサイクル料金とは別に運搬費が必要です。
  （搬入許可証が必要です。廃棄物対策課または各支所で申請してください。）



家電リサイクル券センター　☎0120-319640　ホームページ https://www.rkc.aeha.or.jp

パソコン

パソコンやディスプレイを処分するときは、各メーカーの窓口へ回収を申し込んでください。

PC リサイクル
- このマークが入ったパソコンは、リサイクル手数料が不要です。
  ※マークが入っていないパソコンも、メーカーで引き取ります。
  （手数料が必要です。）
- 回収するメーカーがないパソコン（自分で組み立てたもの、倒産したメーカーのもの、輸入販売会社のもの）は、「パソコン３Ｒ推進協会」へ問い合わせてください。



パソコン３Ｒ推進協会　☎03-5282-7685　ホームページ https://www.pc3r.jp

【リサイクル対象品】
デスクトップＰＣ本体、ＣＲＴディスプレイ、ＣＲＴディスプレイ一体型ＰＣ、ノートＰＣ、液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型ＰＣ
※キーボード、マウスはパソコン本体と一緒のときのみ回収できます。単体で処分するときは燃えるごみに出してください。

資源回収

日程はごみカレンダーに記載

★缶類
一斗缶までの大きさのもの
ジュース、ビール、スプレー缶、缶詰、海苔、菓子箱などの缶類
そのほか小型金属　なべ、やかん、フライパン、バケツなど（缶類と分けて収集します。）

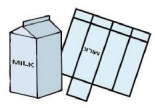
注意事項
- アルミ缶とスチール缶に分別してください。
- アルミ缶はつぶしてください。
- スプレー缶やカセットボンベの中身は使い切り、**屋外で穴を開けてから**出してください。

★びん類
ドリンク、酒、ビール、洋酒、調味料、医薬びんなど飲食用びんが対象です。
無色・茶色・そのほかに分別してください。キャップを取り、中身を出して、水洗いをして出してください。

注意事項
- 板ガラス、耐熱ガラス、ガラス容器、農薬びん、化粧品のびんなどは燃えないごみに出してください。

★食品トレイ
食品トレイであれば、白色トレイだけでなく何色でも出せます。きれいに水洗いし、乾燥して出してください。カップラーメンや納豆などの容器は、燃えるごみに出してください。

★ペットボトル
ジュースなど飲料用の容器でPET1マークがついたものに限ります。
キャップを取り、中身を出して、きれいに水洗いをして出してください。
ラベルは、必ずはずして燃えるごみに出してください。



★紙パック
牛乳、ジュースなどの紙パックに限ります。きれいに水洗いし、乾燥して開いた状態で出してください。内側がアルミなど銀色の紙パックは、燃えるごみに出してください。

★乾電池
使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池



注意事項
- 充電式電池、ボタン電池、バッテリーは対象外です。回収協力店に出してください。

★廃食油
食用の植物性油に限ります。
軽油代替燃料と粉せっけんに再生します。揚げかすなどを取り除いてください。

古着回収

日程はごみカレンダーに記載

▶出せるもの　着られなくなった衣服
▶出し方　ひもなどで十字にしばってください。段ボール箱や袋に入れて出さないでください。
▶出せないもの　革製品（衣類含む）・ぬいぐるみ・布団・毛布・座布団など



清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合

一度に多量のごみを処分する場合や粗大ごみ・ガレキを処分される場合は、各清掃センターへ直接ごみを搬入してください（有料）。

共通事項
- 持ち込む場合は、**「搬入許可書」**が必要です。
  搬入前に廃棄物対策課または各支所で申請してください。
  手数料は重量に応じて各清掃センターで納めてください。

中部清掃組合　**日野清掃センター（クリーンわたむき）**　☎0748-53-0155

種　類	搬入できるもの	大きさの目安
燃えるごみ	紙類、布類、草、木類など	縦×横　50㎝以下
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファー、書棚、障子、波板、畳（20枚/１日）、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール	

注意事項
- １日に搬入できる量は、最大で燃えるごみは２トン車５台、剪定枝は軽トラック２台、燃える粗大ごみは４トン車１台に相当する分が限度です。
- 草・木類は、土を取り除いてください。
- 生木で枝がなく直径が４㎝～10㎝で長さ２m以内にしてあれば搬入可能です。

中部清掃組合　**能登川清掃センター**　☎0748-42-2294

種　類	搬入できるもの	大きさの目安
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファー、書棚、障子、波板、畳（20枚/１日）、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
燃えないごみ	空き缶、ガラス、陶磁器、掃除機、扇風機、炊飯器、照明器具、ビデオデッキなど	指定の燃えないごみ袋に入る大きさ
燃えない粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	1.2m×1m×2m以下
ガレキ類	瓦、壁土、ブロック、レンガ、コンクリート破片など	縦×横　20cm以下

注意事項
- １日に搬入できる量は、最大で2トン車1台または軽トラック4台に相当する分が限度です。ただし、ガレキ類は軽トラック１台に相当する分が限度です。
- 蛍光灯を搬入する場合は1日10 本までです。
- 「燃えないごみ」と「燃えない粗大ごみ」と「燃える粗大ごみ」を一緒に持ち込むときは、あらかじめ分けやすいように積んで持ち込んでください。

粗大ごみの有料収集　清掃センターへ搬入する手段のない人を対象に、粗大ごみの有料収集を実施しています。利用される場合は、廃棄物対策課まで電話で申し込んでください。

定期収集や清掃センターへの持ち込みができないもの

①有毒性物質を含むもの
②著しく悪臭を発するもの
③爆発物など危険性のあるもの
④著しく大きいもの
⑤そのほか焼却および破砕に支障をきたすおそれのあるもの

注意事項　産業廃棄物に該当するもの、業務用機器は搬入できません。

具体的には次のようなものです。
- 自動車、バイク、車のタイヤ、バッテリー、廃油
- 劇薬、プロパンガス、ガソリン、シンナーなどおよびこれらが入っている（いた）容器
- 耕運機、田植機、もみ乾燥機、テーラー、コンバイン、トラクターなどの農機具　● 土砂、石
- 農薬、建築廃材、ボイラー、モーター類、消火器、業務用電化製品　● 焼却灰
- 動物の死体　● 医療系廃棄物　● 産業廃棄物



【問合せ先】 東近江市 廃棄物対策課 ☎0748-24-5636（IP）050-5801-5636　愛東支所 ☎0749-46-0211（IP）050-5801-0211